

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市自発的活動支援事業実施事業補助金
補助の区分	奨励補助、協調事業補助
補助の概要	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことが出来るよう、地域における自発的な取組みを支援する。
補助事業者	市内に住所を有する地域住民等でおおむね10名以上で構成される、障がい者等自立支援活動を自発的に活動を行う団体等
補助対象経費	補助対象活動実施に係る報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	1団体につき100,000円上限
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	10/10(負担割合:国1/2以内・県1/4以内・市)
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	事業回数2回
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	障害者及びその家族、地域住民による地域における自発的な取組みを行うことにより、障害者が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる社会的障壁を除去する。
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	障がい者等が自発的活動に対する支援を目的としており、費用対効果を算出できない。
補助制度開始	平成29年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	団体の広報誌等により周知
事業担当	（担当部署） 社会福祉課
	（電話番号） 0259-63-5113